

告 示

埼玉県告示第四百三十七号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

令和元年九月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

道路の種類	路線名	区 間
県道	志木停車場線	埼玉県志木市本町五丁目一九九六番一 地先から 埼玉県志木市本町六丁目二四一一番一 地先まで